

# アサヒナキマダラセセリ保護活動についてのお願い

石垣市教育委員会は、沖縄県指定天然記念物アサヒナキマダラセセリの繁殖時期にあわせて、4月末～5月いっぱい、保護のためのパトロール活動を実施しています。

期間中の於茂登岳登山を制限するものではありませんが、昆虫採集を目的とした入山については、特に注意を促し、文化財保護法や沖縄県文化財保護条例等に違反しないよう呼びかけをおこなっております。保護活動について質問等がある場合には、下記にある石垣市教育委員会文化財課の事務所あて、ご連絡をよろしくお願い申し上げます。

このパトロールは、多くのボランティアに支えられた活動であるため、現地での直接のお問い合わせには、お答えいたしかねる場合もあります。その際には、後日、改めて担当職員よりご連絡差し上げる場合がございますので、その旨、ご了承ください。

なお、於茂登岳は、国指定の名勝川平湾及び於茂登岳としての文化財指定だけでなく、頂上付近は特に、西表石垣国立公園の特別保護地区とも重複しており、アサヒナキマダラセセリ及びその他の天然記念物にかかわらず、動植物の採取や伐採等（現状の改変行為）が禁止されています。

<自然公園法抜粋>

(特別保護地区)

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

二 木竹を損傷すること。

三 木竹を植栽すること。

四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。

五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

六 火入れ又はたき火をすること。

七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの



<連絡先>

石垣市教育委員会文化財課  
〒907-0012 石垣市美崎町 16-6  
電話：0980-83-7269

※パトロール期間については、その年の状況により延長する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。